政からのお知らせ

行

| ○保険料の軽減措置があります。 | 6り、市へ納めていただき将付書または口座振替等のにより納めていただきます | や、年額18万円未満の方は、②の方計額が年金額の2分の1を超える方ただし、介護保険料とあわせた合ただし、介護保険料とあわせた合 | ①年額18万円以上の年金を受給して ①年額18万円以上の年金を受給して くことになります。 小さただ | ○後期高齢者医療制度においては、 保険料を納める方法について | 平 成 20 年 4 月 |
|---|--------------------------------------|---|---|---|-----------------------------|
| 軽減措置が適用される場合もあるた所得割額(応能額)の合計となり、議会において決定されます。議会において決定されます。と保険料の額は、11月末頃に開催さ | さり等の障害認定を受いたとき。65歳1 | このまか、広或連合の区或内(左(例)10月15日生まれの方 | 月)から保険料を納めます 保険料の徴収は、市が行います。 | ます。 このほか、所得額が一定基準以下このほか、所得額が一定基準以下 | 月から高齢者の医療制 |
| ■問い合わせ 多久市 市民生活課 国保年金係 75 - 6116 6116 616 61 | | | | だけますので、インターネットを利域連合のホームページでもご覧いた後期高齢者医療制度については広め、月々の保険料は、個人により異 | 制度が変わります |
| ■ 駆除区域 市街地 (銃猟禁止区域)を除く市内一円 (デ5 - 4 8 2 5 | ■ 一斉駆除日 わな わな 10月14日(1) | ■ 駆除期間 10月16日(火まで) 10月16日(火まで) | うに注意してください。 有害鳥獣駆除用問および今後の市 | てに な 被 で い お 農 害 は し ま 頤 作 が | ー 語 鳥 獣 駆 除 |